

BE FORWARD Co., Ltd.
航空運送約款

お客様(以下「荷送人」という)は、株式会社ビィ・フォアード(以下「ビィ・フォアード」という)の運送サービス(以下「サービス」という)を発注する場合、ビィ・フォアードが荷送人の貨物を引き受けた時点より本運送約款(以下「本約款」という)が適用されることに同意したものとみなします。ただし、ビィ・フォアードの権限ある役員により書面にて別段の合意がなされた場合には、この限りではありません。本約款において「貨物」とは、一通の「運送状」により運送されるすべての書類または梱包をいい、貨物は、航空運送、陸上運送、その他ビィ・フォアードが選択する運送方法によって運送されます。「運送状」は、ビィ・フォアードの自動化されたシステムで発行した運送状、一般的な運送状、または貨物受取書を含むものとし、本約款と一体となって契約を構成するものとします。あらゆる貨物は、本約款の定めに従って損害賠償責任が制限されることを前提として運送されます。

第1条(通関、輸出および輸入)

ビィ・フォアードは、荷送人にサービスを提供する目的で、荷送人に代わって以下の業務を行うことができます。

- (1) 書類の作成、製品またはサービス・コードの訂正、適用法令上必要な関税または税金の支払いを行うこと。
- (2) 通関および輸出管理のために荷送人の運送代理人として行動すること、また、通関および輸入手続を行う通関業者を指名する目的に限り荷受人として行動すること。
- (3) ビィ・フォアードが権限を有すると合理的に判断する第三者からの要請に基づき、貨物の仕向先を荷受人の輸入業者、またはその他の住所に変更すること。

第2条(荷造り)

貨物の荷造りの責任は、荷送人にあるものとし、荷送人はビィ・フォアードが提供するサービスに適するように貨物の荷造りをしなければなりません。荷造りがサービスに適しないと認められる場合、ビィ・フォアードは荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担によりビィ・フォアードが提供するサービスに適するように貨物の荷造りを行います。

第3条(通関用インボイス)

荷送人は、通関手続に必要とされる場合は、貨物の内容に基づき、貨物一口ごとに、通関用インボイスを作成し、ビィ・フォアードに交付しなければなりません。

第4条(通関用インボイス記載事項、申告事項等)

荷送人は、通関用インボイスの記載及び申告事項等について真実かつ正確に記載しなければなりません。もし虚偽の又は不正確な記述を行った場合、ビィ・フォアードは、貨物について没収、廃棄その他必要な処分をすることができ、かつ、これらの処分をしたことについて一切の責任を負いません。また、荷送人は、通関用インボイスに虚偽の又は不正確な記述をしたことを理由として、刑事罰を受ける場合があることや、ビィ・フォアードに対する損害賠償責任その他の民事責任に問われる場合があることを了解したものとします。

第5条(非取扱貨物)

荷送人は、貨物が運送取扱可能な品目であることを確約し、且つ、以下の場合、当該貨物が非取扱品目と推定されることに同意するものとします。

- 貨物が、IATA(国際航空運送協会)、ICAO(国際民間航空機関)、ADR(道路での危険物の国際輸送に関する欧州協定)、あらゆる管轄政府機関、またはその他関連機関により、危険物、危険品または禁制品として分類された品目に該当する場合。
- 適用される通関規則上必要な通関申告がなされていない場合。
- 偽造品、動物、地金、貨幣、各種印紙・証紙類、無記名式の有価証券、貴金属・貴石、銃砲類(本物、レプリカであることを問わない)もしくはその部品、武器、爆発物、弾薬、遺体、遺骨、ポルノなどわいせつ文書、または違法な麻薬・薬物が貨物に含まれる場合。
- 上記の他、ビィ・フォアードが、安全上に、または法令上、運送できないと判断したものが貨物に含まれる場合。
- 貨物の梱包状態に欠陥がある、または不十分な場合。

第6条(引受拒絶)

ビィ・フォアードは、次の場合にはサービス提供を拒否することがあります。

- (1) サービスの申込みが、この約款によらないものであるとき。
- (2) 荷送人が運送状又は通関用送り状(インボイス)に必要な事項を記載しないとき
- (3) 運送状、通関用送り状(インボイス)又は申告事項等が虚偽若しくは正確でないとき
- (4) サービスを提供するための適切な設備がないとき

- (5) 貨物の荷造りがサービスに適さないとき。
 - (6) サービス提供に関し、荷送人から特別な負担を求められたとき。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるサービス提供が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - (8) 荷送人又は荷受人が次のいずれか一つでも該当するとき。
 - 暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められる場合。
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められる場合。
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があると認められる場合。
 - ビィ・フォアードに対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者(荷受人にあっては、同様の行為が行われる蓋然性が極めて高いと当社が判断する者を含む。)であると認められる場合。
 - 過去に荷送人が運送状又は通関送り状(インボイス)で故意に虚偽の申告をした者である場合。
 - (9) 天災その他やむを得ない事情があるとき。
- 2 ビィ・フォアードは、サービスを引き受けた後に前項に該当することを知ったため、サービスを提供しないこととする場合は、遅滞なくその旨を荷送人に通知した上で、荷送人に返送します。
- 3 前項による返送に要した費用は、荷送人の負担とする場合があります。

第7条(配達可否)

貨物を私書箱または郵便番号宛に配達することはできません。貨物は、荷送人が指定した荷受人の住所(メールサービスの場合には最初にメールを受取るメール取扱会社とします)に配達されますが、必ずしも荷受人として指定された個人に配達されるわけではありません。代表して受取る住所のある貨物は、同住所へ配達されます。貨物が非取扱品目と判断された場合、通関において貨物の価額が実際より低く申告された場合、荷受人を合理的に特定もしくは発見できなかった場合、または荷受人が貨物の受取り、もしくは運送料金の支払いを拒絶した場合には、ビィ・フォアードは荷送人の費用負担にて、貨物を荷送人に返送すべく合理的な範囲の努力をするものとします。荷送人への返送ができない場合には、ビィ・フォアードは荷送人その他第三者に対する一切の責任を負うことなく、貨物を廃棄、処分または売却することができ、その売却代金から運送料金および関連管理費を差し引いたうえで、残額があれば荷送人に返金するものとします。

第8条(検査)

ビィ・フォアードは、なんら通知を要することなく貨物を開梱し検査する権利を保有します。ただし、検査したことにより当該貨物が、発送地、経由地及び目的地とされる国の法令に違反しないことを保証するものではありません。

第9条(運送料金)

ビィ・フォアードの運送料金は、貨物の実際の重量または容積重量のいずれか重い方の重量、もしくはその他ビィ・フォアード料金タリフ(詳しくはお客様料金表を参照)に基づいて計算されます。ビィ・フォアードは、料金確認の目的で貨物を再計量することができます。荷送人は、ビィ・フォアードから提供されたサービスに対して支払うべき運送料金、ビィ・フォアードが、荷送人、荷受人その他第三者に代わって立て替えた一切の運送料金、その他付随的に発生する料金、関税および税金、並びに貨物が第2条の規定により運送非取扱品目とされた場合に発生した一切のクレーム、損害、罰金および費用について、ビィ・フォアードに対して支払い、または補償するものとします。

第10条(ビィ・フォアードの責任)

ビィ・フォアードの責任は、ビィ・フォアードに故意または重大な過失がある場合を除き、直接損害に限定され、且つ、第10条にて定められるキログラム／ポンド当たりの損害賠償額に制限されます。他の全ての損失または損害(逸失された、利益、所得、利息、将来の事業機会などを含むがこれらに限定されない)は、これらが特別損害、間接損害かを問わず責任範囲から除外されるものとし、たとえこれらの損害発生の可能性をビィ・フォアードが貨物の引き受け前または後に認識していた場合であっても同様とします。貨物が航空運送、陸上運送その他の運送方式の組み合わせにより運送される場合には、航空運送によって運送されたものと推定します。ビィ・フォアードの責任は、ビィ・フォアードに故意または重大な過失がある場合を除き、一件の貨物につき同貨物の実際の価額を限度とし、且つ以下により算出される金額を超えないものとします。なお、この場合においても本約款第11条乃至第14条の規定は適用されるものとします。

- 航空運送による方法、またはその他の陸上運送以外の方法により運送された貨物の場合:1キログラム当たり25米ドル、または1ポンド当たり11.34米ドル。
- 陸上運送により運送された貨物の場合:1キログラム当たり12米ドル、または1ポンド当たり5.44米ドル。クレームは貨物一件につき一回を限度とし、その解決をもって、クレームの対象となった損失または損害の全面的且つ最終的な解決とします。荷送人がこれらの限度額では不十分と判断する場合には、貨物の価額を特別申告したうえで、第12条(運

送保険)に記載の保険を申し込むか、自ら保険を手配しなければなりません。これを怠った場合、これらの限度額を超える全ての損失または損害は荷送人の負担となります。ただし、ビィ・フォアードに故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第11条(クレームの期限)

ビィ・フォアードに対する荷送人のクレームは全て、ビィ・フォアードが貨物を引き受けた日より7日以内に書面にてビィ・フォアードに提出しなければなりません。この期限を経過した後は、ビィ・フォアードは一切の責任を負わないものとします。

第12条(運送保険)

ビィ・フォアードは、貨物の損失又は損害のための、その貨物の価額全額を補償範囲とする保険につき、荷送人が、ビィ・フォアードに対し必要とする旨書面で指示し、適用される保険料を支払うことを条件として、手配することができるものとします。当該運送保険は、間接的な損失若しくは損害、又は運送遅延による損失若しくは損害を補償するものではありません。

第13条(運送遅延および返金保証)

ビィ・フォアードは、ビィ・フォアードの通常の配達スケジュールに従い貨物を配達するよう、あらゆる合理的な努力をします。ただし当該配達スケジュールは、拘束力を持つものではなく、運送契約の一部を構成するものでもありません。ビィ・フォアードは、運送遅延によるいかなる損害または損失についても責任を負わないものとします。ただし、ビィ・フォアードの責に帰すべき事由によるときはこの限りではありません。

第14条(免責)

ビィ・フォアードは、その支配の及ばない事由により生じた貨物の滅失、毀損に関し一切の責任を負わないものとします。ビィ・フォアードの支配の及ばない事由には、以下を含むものとしますが、これらに限られないものとします。

- エレクトロニクスまたは写真による映像、データまたは録音等に、電気または磁気による損傷や消去が発生したとき。
- 当該貨物固有の欠陥または性質(ビィ・フォアードが既に知っていたか否かを問いません)によるとき。
- ビィ・フォアードの従業員またはビィ・フォアードより業務委託を受けた者以外の者(荷送人、荷受人、その他第三者、郵政・税関、その他の公務員等を含む)による作為、怠慢、不作為によるとき。
- 地震、台風、暴風雨、洪水、濃霧、戦争、墜落、出入港禁止、暴動や内紛、ストライキ等の不可抗力。

第15条(荷送人の保証および賠償責任)

荷送人は、以下の事項を表明および保証し、荷送人による適用法令の違反、または、荷送人による当該表明および保証に対する違反のために発生したあらゆる損失または損害については、荷送人がこれを賠償し、ビィ・フォアードをして免責せしめるものとします。

- 荷送人またはその代理人が提供した情報は、すべて完全且つ正確であること。
- 貨物は、荷送人の従業員により安全な施設内で準備されたこと。
- 荷送人は、信頼できる従業員に貨物を準備させたこと。
- 荷送人は、貨物の準備、保管、ビィ・フォアードへの引き渡しまでの間に、不当な妨害から貨物を保護したこと。
- 荷送人は、通常の注意による取扱いで貨物が安全に運送されるよう適切に荷印を付け、宛先を明記し梱包したこと。
- 荷送人は、適用される通関、輸入、輸出令その他一切の法令を遵守したこと。
- 荷送人の権限のある代理人が運送状に署名し、本約款が荷送人に対して拘束力および強制力を有すること。

第16条(運送経路)

荷送人は、ビィ・フォアードが選択した全ての運送経路とその変更について、中継地点を経由して運送する可能性も含め、同意するものとします。

第17条(準拠法)

本約款の下で、または本約款に関連して発生した一切の紛争は、日本国の東京地方裁判所の専属的(日本の裁判所にのみ訴えを適することができる旨の合意)な管轄権に服するものとし、日本国の法令に準拠するものとします。適用法に別段の規定のない限り、荷送人は、日本国の東京地方裁判所の管轄権に服することにつき撤回不可能な形で合意をします。

第18条(部分的無効)

本約款のいずれかの規定が無効または執行不能とされた場合でも、その他の規定の効力には何ら影響を及ぼさないものとします。

第19条(約款の変更)

本約款は、法令の変更その他必要が生じたときに、民法548条の4の定めに基づき改定することがあります。本約款の改定を行う旨、改定後の本約款の条項の内容、及び、本約款改定の効力発生時期等につきましては、改定の効力発生時期が到来するまでの間に、ビィ・フォアードのHPその他相当な方法によって周知するものとします。

サーチャージ

ビィ・フォアードは、常に高いレベルのサービスを維持するとともに、お客様のさらなるご要望にお応えするために、特定の条件で提供するサービスに対して手数料をいただくものとします。これらの料金設定は定期的に見直しを行い、適正価格を維持しています。

航空機燃料割増料 料金

燃料価格の変動により、航空機燃料割増料金として請求させていただきます。この燃料割増金は、日本で支払いが発生する全ての貨物(輸出元払い、輸入着払い(三国間サービスを含む))の運送料金に加え、輸送関連手数料に対して適用されます。最新の適用料率は 営業担当者にご確認ください。

遠隔地集配手数料 料金

輸出元払い、および輸入着払い(三国間サービスを含む)サービスにおいて、送り先または発送地が都市部から離れた遠隔地でも集配します。送り先または発送地が対象遠隔地域となっている場合に適用されます。

規定外貨物手数料(重量) 料金

輸出元払い、輸入着払い(三国間サービスを含む)いずれも、標準重量を超える場合、該当梱包に対し、規定外貨物手数料(重量)が適用されます。1梱包の重量:実重量、容積重量問わず70.0Kg超。

規定外貨物手数料(寸法) 料金

輸出元払い、輸入着払い(三国間サービスを含む)いずれも、標準寸法を超える場合、該当梱包に対し、規定外貨物手数料(寸法)が適用されます。1梱包の寸法:1辺の長さが120cm超。

規定外貨物手数料(形状) 料金

輸出元払い、輸入着払い(三国間サービスを含む)いずれも、上面が平面でない形状等の不規則な梱包、梱包面に「上積(下積)不可」等の表記/ステッカー貼付がある場合、および基準寸法を超える場合には、該当梱包に対し、規定外貨物手数料(形状)が適用されます。

危険物取扱料 料金

ビィ・フォアードが取り扱い可能で危険物申告書を必要とする貨物を取り扱う場合に適用されます。(リチウムイオン電池 Section IBなど)

リチウムイオン電池取扱料 料金

ビィ・フォアードではPI-965 Section II のリチウムイオン電池単体の輸送に制限を設けております。機器と同梱で発送されるリチウム電池(PI-966)や機器内蔵および装着されて発送されるリチウム電池(PI-967)は、規定に則り輸送が可能です。リチウムイオン電池含む貨物を発送する場合に適用されます。

微量危険物取扱料 料金

微量危険物を取り扱う場合に適用されます。ドライアイス取扱料 料金ドライアイス(UN1845)を含む貨物を取り扱う場合に適用されます。

配達先住所修正手数料 料金

記載されたお届け先住所が正確ではない、または移転している等の理由でビィ・フォアードが正しい住所を確認し、配達した場合に請求させていただきます。

データエントリー手数料 料金

手書き等、ESSツール以外で作成された運送状にて貨物を発送する場合に適用されます。

セキュリティサービス 料金

戦争、内乱、テロによる継続的な脅威のリスクが高い国に対してもビィ・フォアードはサービスを行っています。これらの

国へ輸出入する場合、危険地域配達手数料が適用されます。国連安全保障理事会による貿易制限が課されている国に対して輸出入する場合、貿易制限地域配達手数料が適用されます。